

第10章 事業者責任と安全衛生法違反

… 労働災害の発生と企業と人の責任

1 四重責任

職場における労働災害の絶無を懇願するところですが、不幸にも重篤災害（死亡）等が発生すれば、事業者（企業・会社）は次のような四つの大きな責任を負わなければなりません。

1. 刑事責任 労働安全衛生法と刑法 両罰規程

① 司法処分 安全衛生法違反

安全衛生法では、労働災害防止の為に各事業者に対する責務を定めており、違反すると罰則規程がある。

安衛法第 14 条（作業主任者）

事業者は高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令に定めるものについては作業の区分に応じて作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行わせなければならない。違反した場合には罰則が適用される。

② 司法処分 刑法 業務上過失傷害・致死

刑法の業務上過失傷害・致死は、業務上必要な注意を怠って人を死傷させた場合に成立する。

警察署では、現場での事故について誰が必要な注意を怠ったかを調査し、業務上の注意義務を怠ったと判断された場合は、実行行為者が『業務上過失致死罪』となる。

刑法第 211 条が適用されると、懲役 5 年以下もしくは禁固。罰金 50 万円以下が課せられる。

両罰規定

…………… 安衛法第 122 条

「法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員」がその法人又は人の業務に関して「違反行為」をしたときは「行為者を罰する」他、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を課すると規程されている。

2. 民事責任 民法 民事訴訟法

労働災害により、「死亡」あるいは「永久障害」が残った場合、被災者や遺族から災害でこうむった損害についての賠償を、事業者に請求するケース。これは民法上、下記によるものである。

① 不法行為責任 民法第 709 条、同第 715 条『使用者責任』 同 716 条『注文者責任』

「故意または過失によって他人の権利を侵害した者は、之によって生じた損害を賠償する義務がある」

② 債務不履行責任 民法第 415 条

事業者（使用者）は労働契約上労働者に対し、生命及び健康等を危険から守るための「安全配慮義務」を負っている。

安全配慮義務違反とは

作業者が現場で仕事をする時にどんな危険があるのかを予知し、危険予知によりその労働災害を防止するための措置をしなければならない。危険予知をしなかった、又は危険を予知、予見できたのにそれをしなかった場合は、安全配慮義務違反となる。

3. 行政責任

……………建設業法第 28 条

労働災害が発生すると、建設業法上の責任も問われることになる。

建設業者がその業務に関し、他の法律に違反し（労働安全衛生法等）建設業者として不相当と認められる場合に行われる監督処分である。

- ・指示、指名停止……………一定期間、その建設業者に「指名」を停止することで、措置要綱により細かく定められている
- ・営業停止……………営業の全部又は一部について営業活動を一定期間停止される

4. 社会的責任

労働災害が発生すると、人間尊重の理念から社会的問題とされ、新聞・テレビ・雑誌等マスコミを通じて大々的に報道されることは、企業にとっては永年築き上げてきた信用を、一瞬にしてイメージダウンさせ、経営を危うくしかねない問題である。

責任の所在

事故・災害の発生に対し	元		下	
	法人	個人	法人	個人
労働安全衛生法	○	○	○	○
刑法		○		○
民法	○		○	
建設業法	○			
発注者等の営業・指名停止	○			
企業のイメージダウン	○			

2 刑事責任と安衛法違反

(安衛法第119条関係…懲役6ヵ月以下又は罰金50万円以下)

- 事業者の講ずべき危害防止措置の不履行……………(法第20条～第25条)
- 労働者救護に関する措置の不履行……………(法第25条の2、第1項)
- 元方事業者等の講ずべき措置の不履行……………(法第30条の2、第1項、第4項)
- 注文者の講ずべき措置の不履行……………(法第31条第1項)
- 機械等貸与者等の講ずべき措置の不履行……………(法第33条第1項、第2項)
- 建築物貸与者の講ずべき措置の不履行……………(法第34条)
- 作業主任者の不選任、特別教育の不履行……………(法第14条、第59条第3項)
- 就業制限規定の違反……………(法第61条第1項)
- 使用停止等命令の違反……………(法第98条第1項、第99条第1項)

(安衛法第120条関係…罰金50万円以下)

- 統括安全衛生責任者の選任義務違反……………(法第15条、第1項、第3項)
- 元方安全衛生管理者の選任義務違反……………(法第15条の2、第1項)
- 安全衛生責任者の選任義務違反……………(法第16条、第1項)
- 特定元方事業者等の講ずべき措置の不履行……………(法第30条、第1項、第4項)
- 関係請負人の講ずべき措置の不履行……………(法第32条第1項～第3項)
- 定期自主検査及び特定自主検査義務違反……………(法第45条、第1項、第2項)
- 雇入れ時等の教育の不履行……………(法第59条、第1項)
- 計画届出義務違反……………(法第88条、第1項、第3項～第5項)
- 書類の保存等に関する義務違反……………(法第103条、第1項)
- 労働者の危害防止措置の不遵守……………(法第26条、法第32条第4項)
- 貸与機械等を操作する者の遵守義務違反……………(法第33条、第3項)